

## 英国がCPTPPに実質加盟、次は米中加盟が必要

### ◆ 英国のCPTPP加盟が実質的に確定

2023年3月31日、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（以下、CPTPP）に加盟する11カ国が、オンライン形式で閣僚会合を開き、**英国の加盟を認めることで実質合意**した。今後は協定文の細部を精査し、7月15日からニュージーランドで開催されるTPP委員会において、最終合意することを目指す（表1の④）。英国が加盟すれば、当初の11カ国以外で初めての加盟国となり、経済圏も環太平洋から欧州にまで伸長する。WTO（世界貿易機関）が機能不全に陥るなか、まずは自由貿易圏が環太平洋から広がることを歓迎したい。

表1：CPTPP加盟プロセス

①加盟申請	加盟希望国・地域は、全署名国と意見交換した後、寄託国へ加盟申請を通報。
②加盟手続き開始判断	全締約国が参加するCPTPP委員会のコンセンサスによって加盟手続き開始の可否を決定。手続き開始の場合は加盟作業部会を設置し、決定に至らなかった場合は加盟希望国・地域と締約国が協議を継続。
③加盟作業部会	加盟希望国・地域は、第1回会合でCPTPPの義務を遵守するためになされた努力や手段（必要な自国の法令の追加的変更の特定など）を証明し、第1回会合終了から30日以内に、市場アクセス（関税など）オファー及び「適合しない措置」を提出。その後、加盟作業部会を通じてまたは二国間で交渉。加盟作業部会は適時にCPTPP委員会へ報告書を提出。
④委員会承認	委員会が、全ての締約国のコンセンサスにて、加盟可否判断を決定。
⑤国内手続き	(1)加盟希望国・地域は国内手続き完了後に「加入書」を寄託し、(2)各締約国は加盟希望国・地域を締約国として受け入れるための国内法上の手続き完了後に寄託者へ通報する。加盟希望国・地域は、(1)か(2)のいずれか遅い日の60日後に締約国となる。

出所：内閣官房TPPホームページなどをもとに筆者作成

### ◆ CPTPPは関税撤廃だけでなく、WTO協定を超える野心的な通商協定

一般に、FTA（自由貿易協定）の加盟国が増えると、関税撤廃による貿易創出効果に期待が集中するが、今回の英国のCPTPP加盟による新たな貿易創出効果はあまり期待できない。英国はマレーシアとブルネイ以外の9カ国とFTAを締結済みであり、世界のGDP総額に占めるCPTPP加盟国の割合も、英国が加盟しても3%しか増えないからだ。しかし「通商秩序」という観点で見ると、話は変わってくる。

CPTPPは国際通商ルールを規律するWTO協定と比較して、多くの分野で先進的なルールを具備している（表2）。例えば、WTO協定が規律していない電子商取引や国有企業、環境、労働などの章を設け、投資についても、政府による技術の強制

移転要求の禁止を明示するなど、より踏み込んだ記述をしている。以上の点は、WTO協定のみならずRCEP（地域的な包括的経済連携）よりも先進的な内容だ。すなわち、CPTPPの加盟国・地域が増え、国際通商ルールのデファクトになれば、通商秩序が安定する可能性が高まるといえよう。

表2：WTO協定、CPTPP、RCEPのおもな規律分野

	WTO協定	CPTPP	RCEP
物品の市場アクセス	○	○	○
関税撤廃率（品目数ベース）		99%	91%
貿易円滑化	△	○	○
貿易救済措置	○	○	○
衛生植物検疫（SPS）	○	○	○
貿易の技術的障害（TBT）	○	○	○
投資	△	○	○
電子商取引	×	○	○
政府調達	△	○	×
国有企業	×	○	×
環境	×	○	×
労働	×	○	×

（出所）各協定文、報道などから筆者作成

これは中国のCPTPP加盟を  
考えるうえでも重要な論点だ。  
中国は21年9月にCPTPPに加盟  
申請をしており、現在は手続  
きの開始判断を待っている状  
況だ（表1の①）。中国に続い  
て台湾なども加盟申請をして  
おり、まずは中国の取り扱い  
に世界が関心を寄せている。

この2年間は英国の審査に注  
力していたわけだが、英国加盟の目途がついたことで、そろそろ次の申請国である中国について、手続き開始の可否を判断しなくてはならないだろう。

◆中国加盟のハードルは上がったが、米中のCPTPP加盟は通商秩序のために必要

同日発表された[閣僚共同声明](#)によれば、英国はCPTPPの「全ルールの遵守手段」と「最高水準の市場アクセスのオファー」を提示したとあり、加盟にあたって特段の例外や猶予規定を設けなかったことが伺える。すなわち、約2年かけて英国が作った先例によって、中国に対しても例外なく「全ルールの遵守」を求める可能性が高くなり、中国がCPTPPに加盟するのは相当難しくなったといえよう。RCEPと違ってCPTPPの要求水準は高く、例外や猶予なくして中国の加盟は実現し得ない。仮に中国が猶予付きで加盟承認されても、最近の[WTO協定の遵守状況](#)や「[ウイグル強制労働防止法](#)」の執行状況などを見れば、猶予期間明けの完全遵守の約束が完全履行されるとも限らない。

しかし通商秩序安定のためには、米中両国が水準の高いCPTPPを同時に遵守することが望ましい。日本がすべきことは、米国に引き続きCPTPP復帰を働きかけ、中国にはCPTPP加盟のための内政改革を働き掛けていくことだろう。【田中雄作】